

7 新監査第 287 号
令和 8 年 1 月 13 日

(略)

新宿区監査委員	國 井 政 利
同	平 井 光 雄
同	石 黒 清 子
同	野もと あきとし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 7 年 11 月 13 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

（1）請求の要旨

請求人（31 名）らは、弁護士（1 名）を請求代理人として、令和 7 年 11 月 13 日、新宿区監査委員（以下「委員」という。）に対し、次の要旨による住民監査請求を提出了。

（要旨）

新宿区長は、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業区域内における廃止された特別区道（以下「廃道宅地化部分等」という。）の取扱いに関し、「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）及び「神宮外苑地区第一種市街地再開発事業における廃道宅地化部分等の管理に関する協定」（以下「管理協定」という。）を三井不動産株式会社（以下「事業者」という。）と締結したが、事業者は、廃道宅地化部分等について、管理協定で定める管理の範囲を超えた利用を行っており、区が当該廃道宅地化部分等に係る使用料ないし賃料を事業者から徴収すべきところ、使用料等の発生しない管理協定を締結していること、管理協定の定めに基づき実態調査等を行うとともに協定を解除すべきであるにもかかわらず、そのような行為に出ないこと、管理協定の締結に当たり新宿区公有財産運用・価格審査会の議決を経ていないことは違法・不当又は公金の賦課若し

くは徴収又は財産の管理を怠っているとし、廃道宅地化部分等の使用等に係る適正な使用料を徴収するなど、必要な措置を講じるよう勧告を行うことを求める。

(2) 補正要求

委員は、当該住民監査請求に係る要件審査を行い、令和7年12月9日、請求人らに対し、請求人らから提出された事実証明書（写真）について、本件請求に係る財務会計上の行為又は怠る事実との関連を明示する旨及び本請求における財務会計上の行為又は怠る事実の結果、新宿区に生じる、あるいは生じるおそれのある損害を明示する旨、合議により補正を求めた。

これに対し、請求人らは、同月22日、補正書等の書面を委員に提出した。

2 却下の理由

本件請求において、請求人らが監査委員に対して請求する措置の内容は、本件請求書面から、廃道宅地化部分等について、事業者が管理協定に定める管理の範囲を超えて利用していることから、新宿区長は事業者から廃道宅地化部分等に係る使用料を徴収するよう勧告を求めることが、その余については、管理協定及び新宿区公有財産規則（平成10年新宿区規則第12号）の規定に反する新宿区長の行為の違法性又は不当性を旨とする主張である、と解した。

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができるとされている。

本件請求において、請求人らが当初提出した請求書及び事実証明書を検討した。（1）事実証明書として提出された基本協定書及び管理協定は、それが存すること及び締結されていることを証するものに過ぎない。（2）事実証明書として提出された写真について、請求書に記載された請求人らが主張する違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実との関連が見られない。（3）違法・不当な行為又は怠る事実の結果、新宿区に与える損害額についての算定の根拠がない。したがって、本件請求に係る事実の違法性又は不当性を具体的に適示しているとは認められず、本件請求に係る損害についても明示されているとはいえないため、委員は、補正要求により、上記(2)及び(3)について補正するよう求めた。

請求人らは、当該補正要求に基づき、補正書において上記(2)に係る事実証明書（写真）について説明を付すとともに、追加の事実証明書として新たに写真を提出したが、その内容は当該写真について単にその態様を説明したものであって、請求人らが主張する、事業者が廃道宅地化部分等において、管理協定

で定める管理の範囲を超えた排他的な使用ないし占有を行い、新宿区長が公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠っている事実を証する書面と解することはできなかった。

したがって、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書類その他の資料をもってしても、本件請求に係る事実の違法性又は不当性を適示しているとは認められない。

なお、請求人らは上記(3)について、委員の補正要求に基づき、補正書において算出根拠を示すとともに、追加で事実証明書を提出したが、先に述べたとおり、上記(2)に係る請求人らの補正において、本件請求に係る事実の違法性又は不当性を適示していないことから、その存在を前提とした損害について見るまでもなく、住民監査請求の要件が満たされなかつたことからその判断を行わない。

よって、本件請求は、法第 242 条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第 5 項に定める監査を実施しない。